

次期保健医療計画の 療養病床・一般病床に 係る基準病床数について(試算)

令和5年12月21日

第3回

広島県医療審議会保健医療計画部会

病床の種別ごとの基準病床数について

- 基準病床数は、病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保することを目的とするもので、病床を整備するための目標であるとともに、病床増加を抑制する基準(上限)。
- 保健医療計画では、医療法30条の4第2項に基づき、国の定める算定方法により、一般病床・療養病床・精神病床・感染症病床・結核病床の基準病床数を定めている。

種別		概要
1	一般病床	<u>病院及び診療所の病床</u> について、 <u>二次医療圏</u> ごとに、医療法施行規則に定める <u>全国一律の算定式</u> により算定。
	療養病床	
2	精神病床	<u>病院の病床</u> について、 <u>都道府県の区域</u> ごとに、医療法施行規則に定める <u>全国一律の算定式</u> により算定。
3	感染症病床	<u>病院の病床</u> について、 <u>都道府県の区域</u> ごとに、法令の規定により指定を受けている医療機関の感染症病床の合算値を基準として算定。
4	結核病床	<u>病院の病床</u> について、 <u>都道府県の区域</u> ごとに、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の提供を図るため必要な数を算定。

算定方法

○二次医療圏ごとに、医療法施行規則で定められた以下の式により算定する。

① 療養病床

$$\frac{\left[\begin{array}{c} \text{【A1】} \\ \text{性別・年齢} \\ \text{階級別人口} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{【B1】} \\ \text{性別・年齢階級別} \\ \text{療養病床入院受療率} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{【G】} \\ \text{在宅医療等対} \\ \text{応可能数} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{【C1】} \\ \text{流入} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{【D1】} \\ \text{流出} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{【E1】} \\ \text{病床利用率} \end{array} \right]}$$



② 一般病床

$$\frac{\left[\begin{array}{c} \text{【A1】} \\ \text{性別・年齢} \\ \text{階級別人口} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{【B2】} \\ \text{性別・年齢階級別} \\ \text{一般病床退院率} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{【F】} \\ \text{平均在院日数} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{【C2】} \\ \text{流入} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{【D2】} \\ \text{流出} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{【E2】} \\ \text{病床利用率} \end{array} \right]}$$



③ 都道府県間の患者流出入を見込む場合

流出先又は流入元の都道府県と協議を行い定めた数(【H】－【I】)

算定に使用する数値等と県対応案(療養・一般共通)

	医療法施行規則表第7	算定に使用する数値等	県対応案
A1	当該区域の性別及び年齢階級別人口	国勢調査人口、直近の件の公式統計人口(住民基本台帳人口)等	令和2年国勢調査人口を用いる。
当該区域の性別及び年齢階級別人口			
C1	0以上流入療養患者数(当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数をいう。以下同じ。)以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数。ただし、都道府県知事が、当該区域における医療の確保のために必要があるときは、流入療養患者数を超えて当該事情を勘案した数を加えることができる。		○国から提供された受療動向データ用集計ツールを使用する。 コロナ前直近の2019(令和元)年データを使用。 ※国保(国保組合を除く)・後期高齢レセプトに絞り込んだレセプト(10未満の値は非公表)を対象として集計
0~当該区域への他区域からの流入入院患者の範囲内で知事が定める数			
C2	0以上流入一般患者数(当該区域に所在する病院の一般病床における入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数をいう。以下同じ。)以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数。ただし、都道府県知事が、当該区域における医療の確保のために必要があるときは、流入一般患者数を超えて当該事情を勘案した数を加えることができる。		
0~当該区域への他区域からの流入入院患者の範囲内で知事が定める数			
D1	0以上当該区域以外の区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数以下の範囲内で当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数		
0~当該区域から他区域への流出入院患者の範囲内で知事が定める数			
D2	0以上当該区域以外の区域に所在する病院の一般病床における入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数		
0~当該区域への他区域からの流出入院患者の範囲内で知事が定める数			

算定に使用する数値等と県対応案(療養・一般共通)

	医療法施行規則表第7	算定に使用する数値等	県対応案
H	0以上都道府県内対応見込患者数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数	全国平均で9割以上の患者が、居住する都道府県内において、入院加療を受けている現状を鑑み、特に必要とする場合にのみ適用(厚生労働省医政局長通知)	県内完結率98%以上のため、考慮しない。 (P14参照)
県内流入患者数			
I	0以上都道府県外対応見込患者数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数		
県外流出患者数			

算定に使用する数値等と県対応案(療養病床)

	医療法施行規則表第7	算定に使用する数値等	県対応案
B1	厚生労働大臣が定める性別及び年齢階級別の療養病床入院受療率を上限として、当該区域において長期療養に係る医療を必要とする者の数等を勘案して都道府県知事が定める率	「医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等(昭和61年厚生省告示第165号。以下「算定告示」という。)」別表第一(※1)	医療保険の受療率を用いる。(※2) (P8参照)
全国平均の性別及び年齢階級別療養病床入院受療率			
E1	厚生労働大臣が定める療養病床に係る病床利用率。ただし、当該病床利用率が各都道府県における直近の療養病床に係る病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める療養病床に係る病床利用率以上各都道府県における直近の療養病床に係る病床利用率以下の範囲内で、都道府県知事が定める値とする。	算定告示第4条第1項(0.88)	算定告示の数値を用いる。 ※病院報告(広島県) R4:0.84→ただし書き非該当 R元:0.867→ただし書き非該当 H28～R元平均:0.8715→ただし書き非該当
病床利用率			
G	当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち、都道府県知事が、当該区域における今後の介護老人保健施設及び居宅等における医療の確保の進展等を勘案して、介護老人保健施設及び居宅等における医療等によって対応が可能な数として定める数		国提供データを用いる。 (P9～11参照)
介護施設及び在宅療養等に対応可能な数			

※1

	0歳～4歳	5歳～9歳	10歳～14歳	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳以上
男	0	0	0	3.2	6.2	6.2	8.3	10	18.8	33.5	51.2	87.2	140.4	212.6	330.7	541.7	1395.7
女	0	0	0	3.4	3.3	3.3	5.7	7.7	8.6	19.2	32	55.2	78.3	130.8	242.7	498.7	1970.2

※2

	0歳～4歳	5歳～9歳	10歳～14歳	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳以上
男	0	0	0	3.2	6.2	6.2	8.3	10	18.8	33.5	48.8	81.9	132.6	193.8	297.6	485.2	1197.1
女	0	0	0	3.4	3.3	3.3	5.7	7.7	8.6	17.1	29.6	52.5	73.3	117.1	213.6	439.7	1571.3

算定に使用する数値等と県対応案(一般病床)

		医療法施行規則表第7	算定に使用する数値等	県対応案
B2	当該区域の性別及び年齢階級別一般病床退院率	厚生労働大臣が定める当該区域の属する都道府県の区域を含む地方ブロック(厚生労働大臣が都道府県の区域を単位として全国の区域を区分して定めるものをいう。Fにおいて同じ。)の性別及び年齢階級別一般病床退院率	算定告示別表第二 (※3)	算定告示の数値を用いる。 都道府県裁量なし
E2				
病床利用率		厚生労働大臣が定める一般病床に係る病床利用率。 ただし、当該病床利用率が各都道府県における直近の一般病床に係る病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める一般病床に係る病床利用率以上各都道府県における直近の一般病床に係る病床利用率以下の範囲内で、都道府県知事が定める値とする。	算定告示第4条第2項 (0.76)	県の病床利用率を用いる。 ※病院報告(広島県) R4:0.715→ただし書き非該当 R元:0.785→ただし書き該当 H28～R元平均:0.785→ただし書き該当 (P12参照)
F	平均在院日数	厚生労働大臣が当該区域の属する都道府県の区域を含む各地方ブロックの平均在院日数の分布状況を勘案して定める平均在院日数を上限として、当該都道府県の平均在院日数の状況等を勘案して都道府県知事が定める数	算定告示第5条 (16.3)	第7次計画算定告示日数を用いる。 ⇒ 15.4日 (P13参照)

※3

	0歳～4歳	5歳～9歳	10歳～14歳	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳以上
男	51.2	9.9	7.1	10.4	9.7	9	9.1	10.3	13.3	17.5	23.6	33.4	47.4	62.9	82.3	104.3	130.4
女	43.1	6.9	5.4	8.2	14.3	23.7	25.8	20.9	15.2	15.3	18.6	22.2	28.4	38	49.9	67.5	93.8

(療養病床)全国平均の性別及び年齢階級別療養病床入院受療率【B1】

別表第一 (第一条関係)

性別及び年齢階級別の療養病床入院受療率

(人口10万対)

年齢階級別 性別	0歳～4歳	5歳～9歳	10歳～14歳	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳以上
男	0.0	0.0	0.0	3.2	6.2	6.2	8.3	10.0	18.8	33.5	51.2	87.2	140.4	212.6	330.7	541.7	1395.7
女	0.0	0.0	0.0	3.4	3.3	3.3	5.7	7.7	8.6	19.2	32.0	55.2	78.3	130.8	242.7	498.7	1970.2

H29患者調査 療養病床受療率		千人			千人			千人			受療率(10万人あたり)			
		【病院】			【一般診療所】									
		受療率算定 に用いた人口	総数	医療 保険	介護 保険	総数	医療 保険	介護 保険	総数	医療 保険	介護 保険	総数	医療 保険	介護 保険
男	総数		104.6	92.8	11.8	2.2	1.6	0.5	106.8	94.4	12.3			
	0歳	493,000	0	0					0	0	0.0	0.00	0.00	0.00
	1～4	2,020,000	0	0					0	0	0.0	0.00	0.00	0.00
	0～4	2,513,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00
	5～9	2,690,000	0	0					0	0	0.0	0.00	0.00	0.00
	10～14	2,781,000	0	0					0	0	0.0	0.00	0.00	0.00
	15～19	3,079,000	0.1	0.1					0.1	0.1	0.0	3.25	3.25	0.00
	20～24	3,205,000	0.2	0.2		0	0		0.2	0.2	0.0	6.24	6.24	0.00
	25～29	3,222,000	0.2	0.2		0	0		0.2	0.2	0.0	6.21	6.21	0.00
	30～34	3,616,000	0.3	0.3		0	0		0.3	0.3	0.0	8.30	8.30	0.00
	35～39	3,996,000	0.4	0.4		0	0		0.4	0.4	0.0	10.01	10.01	0.00
	40～44	4,784,000	0.9	0.9	0	0	0		0.9	0.9	0.0	18.81	18.81	0.00
	45～49	4,777,000	1.5	1.5	0	0.1	0.1	0	1.6	1.6	0.0	33.49	33.49	0.00
	50～54	4,098,000	2.1	2	0.1	0	0		2.1	2	0.1	51.24	48.80	2.44
	55～59	3,786,000	3.3	3.1	0.2	0	0		3.3	3.1	0.2	87.16	81.88	5.28
	60～64	3,847,000	5.3	5	0.3	0.1	0.1	0	5.4	5.1	0.3	140.37	132.57	7.80
	65～69	4,798,000	9.9	9.1	0.9	0.3	0.2	0.1	10.2	9.3	1.0	212.59	193.83	20.84
	70～74	3,629,000	11.8	10.6	1.2	0.2	0.2	0	12	10.8	1.2	330.67	297.60	33.07

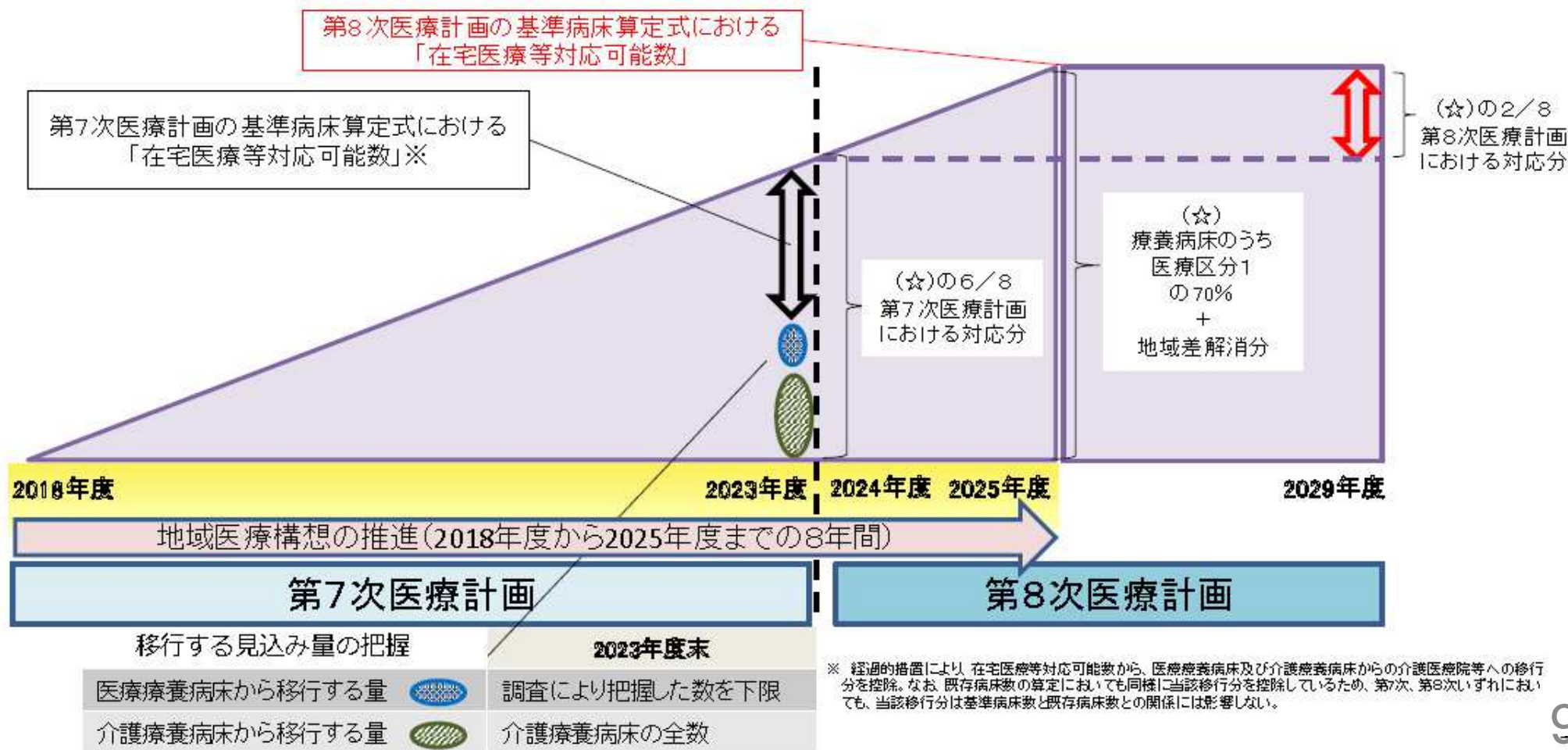
- ・ H29患者調査の公表データを整理すると、今回の告示による受療率は、当該患者調査結果のまま、介護保険分(介護療養病床)が含まれていることが判明した。
- ・ 療養病床入院受療率は、介護施設への転換など低下傾向にある中、患者調査による受療率をそのまま採用すべきではないと考える。
⇒ 実態を考慮し、医療保険の受療率を用いる。

(療養病床)介護施設及び在宅療養等に対応可能な数【G】

- 「地域医療構想」では、令和7年に向けて、病床以外に対応可能な患者は在宅医療等に対応する前提を置き、病床数の必要量を推計。
- 基準病床数の算定式における「介護施設・在宅医療等対応可能数」についても、これと整合的な設定を行っている。
- ただし、経過措置により、第7次医療計画と第8次医療計画とでは、基準病床数の算定における在宅医療等対応可能数の考え方が異なることに留意が必要。

<地域医療構想における療養病床及び一般病床からの介護施設・在宅等への移行(イメージ)>

- 療養病床の地域差解消を2025年度までに完了するとした地域

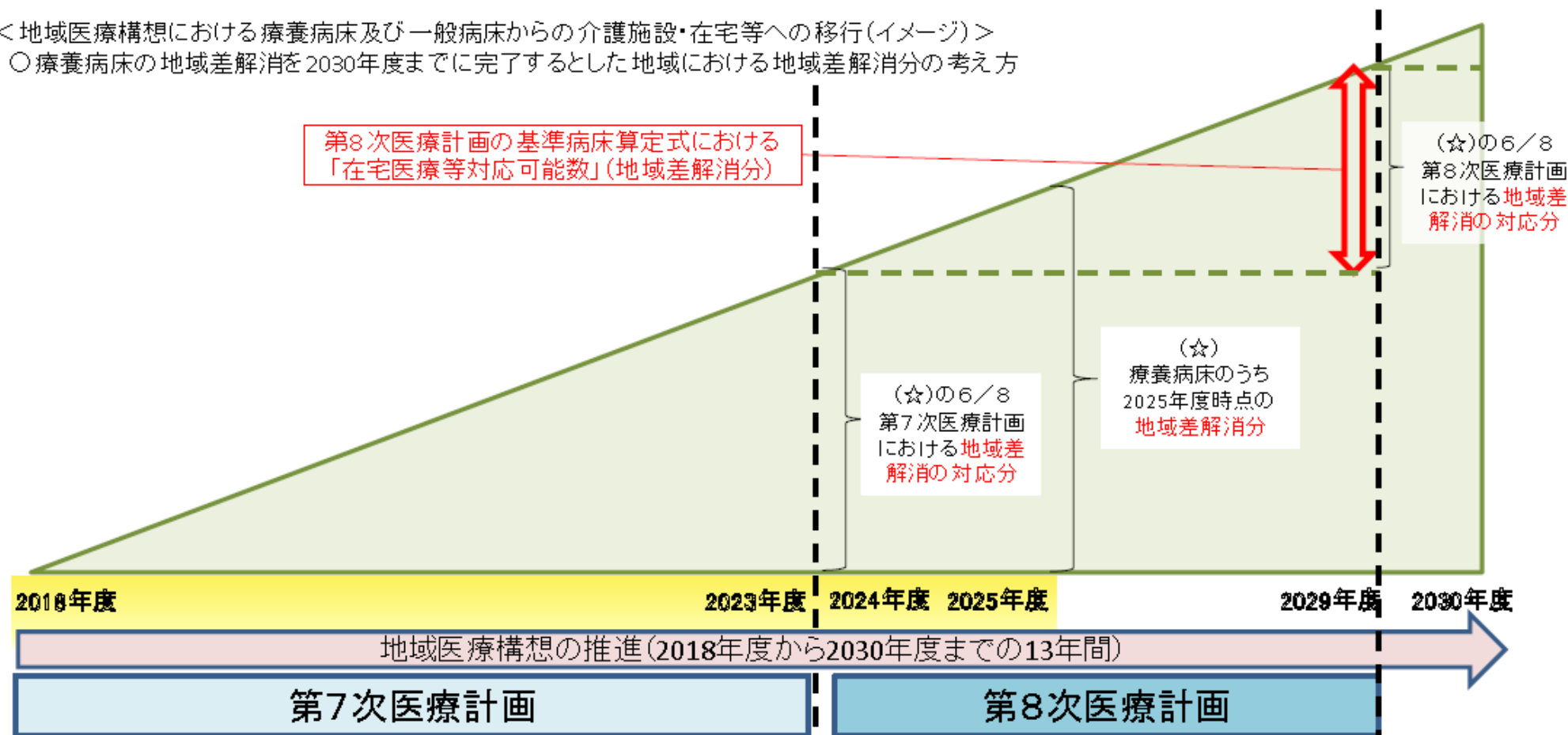


(療養病床)介護施設及び在宅療養等に対応可能な数【G】

○パターンC(特例対象地域)における地域差縮減分の考え方について

○「地域医療構想」において、慢性期病床の地域差の解消分については、一定の要件に該当する場合、2030年までに地域差の解消を行うこととすることができるとしてあり、これらの設定を行った地域における在宅医療等対応可能数における地域差解消分の考え方は以下の図のとおりとなる。

<地域医療構想における療養病床及び一般病床からの介護施設・在宅等への移行(イメージ)>
○療養病床の地域差解消を2030年度までに完了するとした地域における地域差解消分の考え方



(療養病床)介護施設及び在宅療養等で対応可能な数【G】

○2029年の介護施設・在宅医療等の追加的需要の機械的試算(患者住所地ベース)

出典:厚生労働省提供「地域医療構想に基づく在宅介護等追加需要(第8次医療計画用市町村データセット)」

二次医療圏	(療養病床分)		合計
	医療区分1 70%	地域差	
広島	410	587	997
広島西【特例】	50	219	269
呉【特例】	78	238	316
広島中央	43	93	136
尾三【特例】	73	190	263
福山・府中	87	76	163
備北【特例】	30	185	215
広島県計	772	1,587	2,359

在宅医療等対応可能数調整

(一般病床)病床利用率【E2】

「医療計画について」の一部改正について(令和5年6月15日厚生労働省医政局長通知)

改 正 後	改 正 前
<p>養病床又は一般病床の病床利用率について、各都道府県における療養病床又は一般病床の直近の病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める療養病床又は一般病床の病床利用率以上当該地域の直近の療養病床又は一般病床の病床利用率の範囲内で、都道府県知事が当該都道府県の状況を勘案して定める値とする。</p> <p><u>なお、「当該地域の直近の療養病床又は一般病床の病床利用率」は、原則、入手可能な最新のものであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、最新のデータをそのまま使うことが妥当ではない場合も考えられることから、そのような場合には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない「令和元年の病床利用率」又は「平成28年から令和元年の病床利用率の平均」を用いることも差し支えないものとする。</u></p>	<p>養病床又は一般病床の病床利用率について、各都道府県における療養病床又は一般病床の直近の病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める療養病床又は一般病床の病床利用率以上当該地域の直近の療養病床又は一般病床の病床利用率の範囲内で、都道府県知事が当該都道府県の状況を勘案して定める値とする。</p>

・広島県病床利用率実績(病院報告)

【一般病床(算定告示:0.76)】

R元:0.785、H28~R元平均:0.785

⇒一般病床利用率について、実態を考慮し、0.785とする。

(一般病床)平均在院日数【F】

「地域医療構想を踏まえた基準病床数の算定における基本的な考え方について(参考)」 (令和5年10月4日厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)

上記のとおり、両者は、その目的、算出方法や算出に利用しているデータが異なることから、必ずしも基準病床数と病床の必要量は一致するものではありませんが、都道府県において療養病床及び一般病床の整備を行う際には、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を目指す観点から、既に策定されている地域医療構想における病床の必要量との整合性を考慮した上で、基準病床数を設定する必要があります。

具体的には、基準病床数の算定に当たっては、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）別表第7（以下「別表第7」という。）及び「医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等」（昭和61年厚生省告示第165号。以下「告示」という。）に基づき、各種数値を用いて算定することとなりますが、当該告示の数値をそのまま用いた場合、基準病床数が第7次医療計画から増加し、地域医療構想における病床の必要量との間に一定の乖離が生じる場合があります。

こうした場合には、地域医療構想における病床の必要量や地域での議論との整合性が図られるよう、別表第7において都道府県知事が定めることとされているものについて、告示において定める値をそのまま用いるのではなく、これまでの基準病床の算定に当たって使用した数値や各医療圏の実態を勘案して独自に設定することが望ましいと考えています。例えば、告示において定めている第8次医療計画における平均在院日数については、第7次医療計画よりも上昇しておりますので、これまでの平均在院日数の短縮等の実態や取組等を勘案し、第7次医療計画の数値を使用することが考えられます。ま

- ・上記事務連絡により、平均在院日数について、第7次計画の数値(15.4日)を使用することが可能。

県内流入・県外流出患者数(H、I)

都道府県間調整の考え方

○ 全国平均で9割以上の患者が、居住する都道府県内において、入院加療を受けている現状を鑑み、特に必要とする場合にのみ、都道府県間で調整を行うことができることとする。その際、基準病床数の算定にあたっては、医療機関所在地に基づいた値を用いることとする。

「医療計画について」(令和5年3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知)

広島県と他県間の患者流出入状況(一般病床及び療養病床の推計入院患者数)

患者住所地	年度	施設所在地		県内完結率(%) (①/(①+②))
		①広島県(千人)	②県外(千人)	
広島県	H26	33.4	0.6	98.2%
	H29	32.3	0.6	98.2%
	R2	29.9	0.4	98.7%

出典:厚生労働省「患者調査」

⇒ 95%以上の患者が県内医療機関に入院している状況であることから、都道府県間の流出入調整を行う必要はない。

療養病床に係る病床数試算結果

療養病床算定式

$$\left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢} \\ \text{階級別人口} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢階級別} \\ \text{療養病床入院受療率} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{在宅医療等} \\ \text{対応可能数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{流入} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{流出} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right)$$

$$\left(\begin{array}{c} \text{病床利用率} \end{array} \right)$$

	人口×入院受療率 A	在宅医療等 対応可能数 B	県内流入流出 調整 C	A-B+C	基準病床数 (床) (A-B+C)/ 0.88	現行計画の 基準病床数 (療養病床)	現行計画の 基準病床数 との差	既存病床数 (R6.4.1想定)	既存病床数 との差
広島	2,530	997	△ 178	1,355	1,540	1,458	82	2,750	△ 1,210
広島西	309	269	98	138	157	124	33	779	△ 622
呉	624	316	△ 83	225	256	347	△ 91	825	△ 569
広島中央	427	136	126	417	474	310	164	628	△ 154
尾三	635	263	△ 23	350	397	656	△ 259	789	△ 392
福山・府中	1,076	163	3	916	1,041	1,024	17	1,205	△ 164
備北	264	215	56	105	119	191	△ 72	684	△ 565
合計	5,865	2,358	0	3,507	3,984	4,110	△ 126	7,660	△ 3,676

①療養病床数の前回と今回の計算

(前回)

区分	人口×入院 受療率 A	在宅医療等 対応可能数 B	県内流入流出 調整 C	$E=A-B+C$	療養病床数 $E/0.90$
広島	2,867	1,673	118	1,312	1,458
広島西	369	249	△ 8	112	124
呉	785	293	△ 180	312	347
広島中央	505	282	56	279	310
尾三	821	205	△ 26	590	656
福山・府中	1,276	370	16	922	1,024
備北	367	219	24	172	191
計	6,990	3,291	0	3,699	4,110

(今回の試算)

区分	人口×入院 受療率 A	在宅医療等 対応可能数 B	県内流入流出 調整 C	$E=A-B+C$	療養病床数 $E/0.88$
広島	2,530	997	△ 178	1,355	1,540
広島西	309	269	98	138	157
呉	624	316	△ 83	225	256
広島中央	427	136	126	417	474
尾三	635	263	△ 23	350	397
福山・府中	1,076	163	3	916	1,041
備北	264	215	56	105	119
計	5,865	2,358	0	3,507	3,984

一般病床に係る病床数試算結果

一般病床算定式

$$\left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢} \\ \text{階級別人口} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢階級別} \\ \text{一般病床退院率} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{平均在院日数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{流入} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{流出} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right)$$

$$\left(\begin{array}{c} \text{病床利用率} \end{array} \right)$$

	人口×退院率 A'	平均在院日数	県内流入流出 調整 B'	(A' × 15.4) + B'	基準病床数 (床) (A' + B') / 0.785	現行計画の 基準病床数 (一般病床)	現行計画の 基準病床数 との差	既存病床数 (R6.4.1想定)	既存病床数 との差
広島	475	15.4	169	7,484	9,534	8,992	542	9,532	2
広島西	54		39	871	1,109	1,314	△ 205	847	262
呉	98		△ 4	1,505	1,917	1,859	58	2,284	△ 367
広島中央	79		△ 149	1,068	1,360	1,368	△ 8	1,439	△ 79
尾三	99		△ 12	1,513	1,928	1,863	65	2,367	△ 439
福山・府中	188		20	2,915	3,713	3,541	172	3,491	222
備北	37		△ 63	507	646	613	33	736	△ 90
合計	1,030		0	15,863	20,207	19,550	657	20,696	△ 489

②一般病床数の前回と今回の計算

(前回)

区分	人口×退院率 A	平均在院日数 B	県内流入流出 調整 C	$E=A \times B + C$	一般病床数 $E / 0.76$
広島	436	15.4日	120	6,834	8,992
広島西	50		229	999	1,314
呉	96		△ 65	1,413	1,859
広島中央	73		△ 84	1,040	1,368
尾三	96		△ 62	1,416	1,863
福山・府中	176		△ 19	2,691	3,541
備北	38		△ 119	466	613
計	965		0	14,859	19,550

高齢者割合、退院率の増

(今回の試算)

区分	人口×退院率 A	平均在院日数 B	県内流入流出 調整 C	$E=A \times B + C$	一般病床数 $E / 0.785$
広島	475	15.4日	169	7,484	9,534
広島西	54		39	871	1,109
呉	98		△ 4	1,505	1,917
広島中央	79		△ 149	1,068	1,360
尾三	99		△ 12	1,513	1,928
福山・府中	188		20	2,915	3,713
備北	37		△ 63	507	646
計	1,030		0	15,863	20,207

次期計画の療養・一般病床に係る基準病床数の試算結果

- ・現行の基準病床数との比較では、**広島西圏域、呉圏域、尾三圏域、備北圏域を除く**3圏域で増加し、全県では531床増加する。広島圏域は624床、広島中央圏域は156床、福山・府中圏域は189床それぞれ増加。
- ・既存病床数との比較では、福山・府中圏域が**58床**基準病床数を下回る。

圏域	基準病床数		現行計画の 基準病床数	現行計画の 基準病床数と の差	既存病床数 (R6.4.1想定)	既存病床数 との差	
	計	療養病床					一般病床
広島	11,074	1,540	9,534	10,450	624	12,282	△ 1,208
広島西	1,266	157	1,109	1,438	△ 172	1,626	△ 360
呉	2,173	256	1,917	2,206	△ 33	3,109	△ 936
広島中央	1,834	474	1,360	1,678	156	2,067	△ 233
尾三	2,325	397	1,928	2,519	△ 194	3,156	△ 831
福山・府中	4,754	1,041	3,713	4,565	189	4,696	58
備北	765	119	646	804	△ 39	1,420	△ 655
合計	24,191	3,984	20,207	23,660	531	28,356	△ 4,165

【参考】地域医療構想の必要病床数との比較

必要病床数

○ 将来の医療需要を病床の機能区分ごとに推計し、病床の機能分化・連携を推進することを目的として設定するもの。

病床数比較

○ 基準病床数と必要病床数の差が小さくなる。

圏域	2025必要病床数(A)	8次基準病床数(B)	A-B
広島	13,063	11,074	1,989
広島西	1,559	1,266	293
呉	2,790	2,173	617
広島中央	2,141	1,834	307
尾三	2,864	2,325	539
福山・府中	5,031	4,754	277
備北	1,166	765	401
計	28,614	24,191	4,423